

## 平成22年度 第2回二宮町地域環境推進員会議次第

日 時 平成22年10月29日(金)  
午前10時00分から  
場 所 二宮町役場 第1会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 題

(1) 二宮町地域環境推進員の役割について

(2) 二宮町の廃棄物処理の現状について

(3) 各地区情報交換

(4) その他

### 3. 閉 会

(改正後案)

## 二宮町地域環境推進員の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民と町とが協働のもとに、地域環境の保全等を図るため、町内各地区における推進役として二宮町地域環境推進員(以下「環境推進員」という。)を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(環境推進員の役割)

第2条 環境推進員は、自治会及び町内会との協働のもとに、地域の実情を考慮しながら次の各号に掲げる事項について活動を行う。

- (1) ごみの減量化に関すること
- (2) ごみの分別・資源化に関すること
- (3) 環境美化に関すること
- (4) 地域の清掃に関すること
- (5) その他、環境保全に必要な事項

(町の役割)

第3条 町は、環境推進員に対して次の各号に掲げる事項についての役割を担う。

- (1) ごみの減量化や資源化及び環境保全等に関する施策の展開
- (2) 会議及び研修会等の開催
- (3) ごみの減量化や資源化及び環境保全等に関する推進員の意見等の聴取及び反映

(環境推進員の会議)

第4条 環境推進員の会議(以下「会議」という。)は、各地区より推薦された環境推進員をもって構成する。

- 2 会議の開催は、必要に応じて随時開催し、会議の進行は事務局が行う。
- 3 会議には、必要に応じて環境推進員以外の関係者も出席することができる。

(環境推進員の任期)

第5条 環境推進員の任期は、原則2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 環境推進員が欠けた場合の補欠環境推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、環境部生活環境課が担当する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 月 日から施行する。

## 二宮町地域環境推進員の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民と町とが協働のもとに、ごみの減量化及び資源化等を推進するため、町内各地区における推進役として二宮町地域環境推進員（以下「環境推進員」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(環境推進員の役割)

第2条 環境推進員は、自治会及び町内会との協働のもとに、地域の実情を考慮しながら次の各号に掲げる事項について活動を行う。

- (1) 町のごみ減量施策や事業に対する協力と地域住民への啓発
- (2) ごみの減量化と分別に関する地域住民への指導及び助言
- (3) 地域での自主的なごみ減量施策に対する取り組みや実施団体への指導
- (4) 町が開催する会議及び研修会等への出席
- (5) その他、ごみの減量化や資源化等を推進するための活動

(町の役割)

第3条 町は、環境推進員に対して次の各号に掲げる事項についての役割を担う。

- (1) ごみの減量化や資源化等に関する施策の展開
- (2) 会議及び研修会等の開催
- (3) ごみの減量化や資源化等に関する推進員の意見等の聴取及び反映

(環境推進員の会議)

第4条 環境推進員の会議(以下「会議」という。)は、各地区より推薦された環境推進員をもって構成する。

- 2 会議の開催は、必要に応じて随時開催し、会議の進行は事務局が行う。
- 3 会議には、必要に応じて環境推進員以外の関係者も出席することができる。

(環境推進員の任期)

第5条 環境推進員の任期は、原則2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 環境推進員が欠けた場合の補欠環境推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、環境部生活環境課が担当する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 平成22年度事業計画(生活環境課)

実施時期	事業内容
4月	・環境フォーラムの開催(22～24日)
5月	・湘南にのみや海岸530キャンペーン実施(29日)
6月	・第1回会議開催
8月	・水切りネット配布開始(3月まで予定、在庫無くなり次第終了) ・廃食油石けんづくり実施(町内4箇所)
10月	・第2回会議開催
通年事業	・カラス対策ネット配布 ・地域美化清掃の受付(ゴミ袋配布、ゴミ回収方法等の調整) ・剪定枝チップの貸出 ・太陽光発電システム購入費補助金の受付(平成22年度分は終了) ・生ゴミ処理機購入費補助金の受付 ・廃食油回収委員の協力による廃食油の回収

## 資料2

## 収集エリアごと毎日出るごみ一人一回あたり排出量

単位: kg

収集業者	収集地区No.	収集地区名	人口	地域人口計	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度		
嵯峨造園土木	2	百合が丘1丁目公社	357	4712	2.03	1.81	1.73	1.57		
	3	百合が丘2丁目分譲	951							
	6	一色・緑が丘1～3丁目	3404							
		4	百合が丘2・3丁目公社、事業団	916	5218	1.79	1.67	1.56	1.47	
		5	百合が丘3丁目分譲、県営	1057						
		7	中里、県営中里	3245						
			1	百合が丘1丁目分譲	1063	3646	2.27	2.16	2.03	1.87
			8	北新道	1318					
			11	南新道、上町4、谷戸	1265					
二宮美化サービス	9	富士見1・2、妙見	3503	5641	1.79	1.76	1.64	1.51		
	13	下町1～3	2138							
		10	富士見3、松根、「上町1・中町」国道北、上町	1832	4997	2.05	1.99	1.88	1.71	
		14	「上町1・中町」国道南、上町3	841						
		17	「梅沢・越地・茶屋」国道南、通川匂	2324						
		12	下町4、原田、峰岸山	1208	5890	1.75	1.69	1.60	1.45	
		15	釜野、入川匂、「越地」JR北	2623						
		16	「梅沢」JR北、「梅沢・越地・茶屋」国道北	2059						